大雪消防組合愛別消防団自動車運転免許取得補助金交付要綱

令和　元年　６月　３日制定

　消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成２５年法律第１１０号）に基づく団員の確保並びに適正な活動を維持するため、大雪消防組合愛別消防団自動車運転免許取得補助金の交付に関する要綱を次のとおり定める。

　（目的）

第１条　この要綱は、大雪消防組合愛別消防団に所属する団員（以下「団員」という。）が消防自動車の運転に必要な運転免許（道路交通法（以下「法」という。）第８４条に規定する運転免許をいう。以下同じ。）を取得する際に、その費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（補助対象団員）

第２条　補助の対象となる団員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　所属する分団長の推薦及び団長の同意が得られること。

(2)　補助対象の運転免許証の交付を受けてから５年以上団員として活動できること。

(3)　町税を滞納していないこと。

(4)　過去において、本要綱による補助金の交付を受けていないこと。

　（補助対象運転免許）

第３条　補助の対象となる運転免許は、所属する分団に配備されている消防自動車を運転するために必要な運転免許とし、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)　運転できる自動車の種類が自動変速機付きのものに限られている団員がその解除（以下「ＡＴ限定解除」という。）を行う場合

(2)　普通自動車免許を有する団員が、準中型自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許を取得する場合

(3)　準中型自動車免許を有する団員で、運転できる車両が車両総重量５トン未満の車両に限られている団員がその解除（以下「準中型５トン限定解除」という。）を行う場合

(4)　ＡＴ限定解除と同時に、準中型自動車免許（準中型５トン限定解除を含む。）、中型自動車免許又は大型自動車免許を取得する場合

(5)　普通自動車免許を所持していない団員が、準中型自動車免許を取得する場合

　（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、前条に規定する運転免許の取得に要する経費で次の各号に掲げる費用とする。

(1)　自動車教習所等（法第９８条に規定する自動車教習所及び第９９条に規定する指定自動車教習所をいう。以下同じ。）の入所に要する費用

(2)　自動車の運転に関する技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する費用

(3)　自動車教習所等に入所後最初に受ける技能検定その他運転免許申請及び交付に要する費用

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条に規定する費用の総額の２分の１以内とし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の額の上限は、７万円とする。

３　普通自動車免許を所持していない団員が準中型自動車免許を取得する場合の補助金の額は、普通自動車免許を所持している団員が準中型自動車免許を取得する場合の補助金の額と同額とする。

４　所属する分団に配備されている消防自動車を運転するために必要な運転免許が準中型自動車免許の場合に、大型自動車免許又は中型自動車免許を取得した場合は、準中型自動車免許を取得する場合の補助金の額と同額とする。

　（交付申請）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者は、自動車運転免許取得補助金交付申請書（別記様式第１号）を、次の各号に掲げる書類を添えて管理者又は副管理者（以下「管理者等」という。）に提出しなければならない。

(1)　自動車運転免許取得推薦書（別記様式第２号）

(2)　宣誓書（別記様式第３号）

(3)　運転免許証（法第９２条に規定する運転免許証をいう。以下同じ。）の写し

(4)　運転免許取得に要する費用の見積書（補助対象とならない費用がある場合は、その費用の内訳が分かるもの）

(5)　町税納税証明書

(6)　その他管理者等が必要と認める書類

　（交付決定）

第７条　前条の申請を受けた管理者等は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　管理者等は、補助金の交付の可否を決定したときは、速やかに自動車運転免許取得補助金交付（承認・不承認）決定通知書（別記様式第４号）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　前条の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が補助の対象となった運転免許を取得したときは、速やかに自動車運転免許取得補助金実績報告書（別記様式第５号）を、次の各号に掲げる書類を添えて管理者等に提出しなければならない。

(1)　運転免許取得に要した費用の領収書の写し

(2)　交付された運転免許証の写し

(3)　その他管理者等が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第９条　前条の実績報告を受けた管理者等は、その内容を審査し適正と認めたときは、補助金の額を確定して、自動車運転免許取得補助金確定通知書（別記様式第６号）により、補助決定者に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第１０条　前条の補助金の額の確定通知を受けた補助決定者は、通知を受けた日の属する会計年度内に自動車運転免許取得補助金請求書（別記様式第７号）を管理者等に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

　（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第１１条　管理者等は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき

(2)　補助対象の運転免許証の交付を受けた日から５年以上団員として活動できなかったとき（公務災害等の特別な事由があると管理者等が認めた場合を除く。）

(3)　その他管理者等が不適当と認める事由が生じたとき

２　前項の場合において、管理者等は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める様式により補助決定者に通知するものとする。

(1)　補助金の交付決定の全部又は一部の取り消しに関する事項　自動車運転免許取得補助金交付変更通知書（別記様式第８号）

(2)　既に交付した補助金の全部又は一部の返還に関する事項　自動車運転免許取得補助金返還命令書（別記様式第９号）

３　第１項第２号に該当する場合の返還額は、交付された補助金の額から当該補助金の額を５で除した金額に運転免許証の交付を受けた日から起算して団員として活動した年数を乗じた金額を減じた額とする。ただし、団員として活動した年数が１年に満たない期間があるときは、その期間は含めない。

　（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者等が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。